



この度、新しい福利厚生制度を導入しました。
大切なお知らせですので”必ず”パンフレットをご確認ください。



AGC長期生活サポートプラン

(団体総合生活保険)

従業員の皆さまへ

人財は、AGCのあらゆる活動における原動力です。

AGCでは、従業員一人ひとりが、より生き活きと活躍できるよう、働き方の見直しを始めとした施策に取り組んでいるところです。変化が早く不透明な環境下で、「安心」して就労いただける環境づくりが一層求められています。今般、労働組合の意見も踏まえ、従来の当社制度では十分にカバーされていなかった「就業不能」のリスクに備える制度として、「AGC長期生活サポートプラン」を導入します。

これは、病気やケガが原因で長期間の就業障害となり退職後に収入が途絶える場合に、一定の所得補償(最長65才の誕生日まで)を行う仕組みです。会社および労働組合が保険料を拠出し全員に加入いただくことに加え、個人が自身のニーズにあわせて、団体割引の適用による安価な保険料により補償を追加することも可能です。

このプランにより、これまで以上に皆さんの安心感やモチベーションが高まることを期待しています。この機会にパンフレットをご覧くださいの上、是非、ご検討をお願いします。



人事部人事グループリーダー
湯山 空樹

必ず内容をご確認いただき、希望者は期日までに申し込み手続きをお願いいたします。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

■**申込期日：2021年10月29日(金)**

■**保険期間開始日：2022年1月1日**

■**保険料支払い方法：毎月の給与から引き去り(2022年3月給与より開始)**

■**申込方法**

方法①:用紙「加入依頼書兼告知書」を提出する場合

*社内配布された方→同封の加入依頼書提出用封筒にてAGC保険マネジメントか各場所取りまとめ担当へご提出

*ご自宅に届いた方→AGC保険マネジメント宛ての返信用封筒にてご提出

方法②:WEB手続きする場合

次のURLにアクセス、または右のQRコードからアクセスし、手続きしてください。

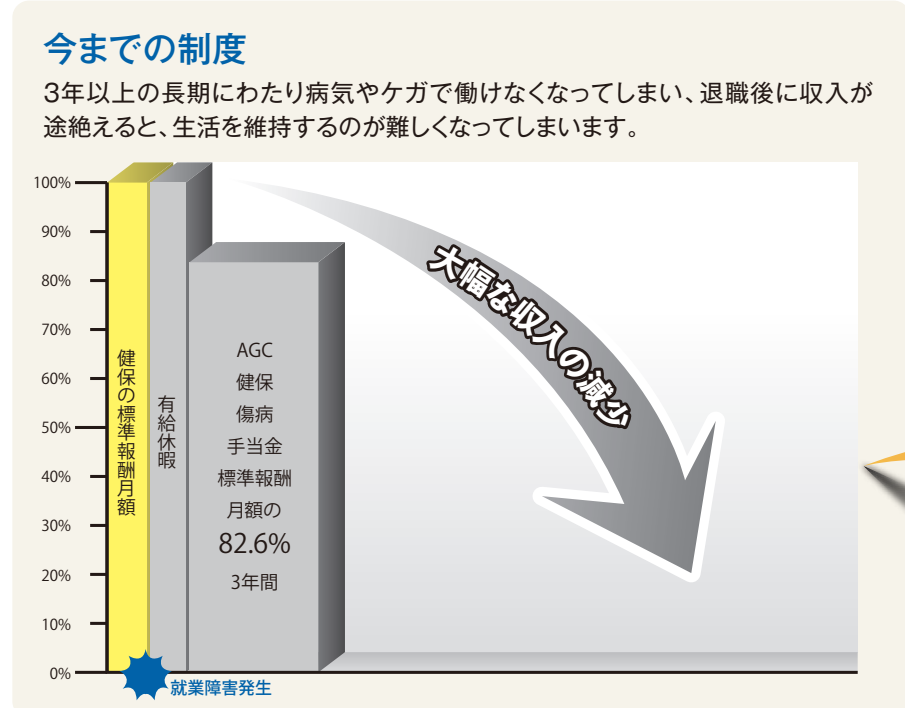
<http://ezoo.jp/ds4/A0020272201>

※同封の【WEB手続き案内文】をご参照ください。

WEB手続きは
こちらから



皆さまが安心していきいきと活躍できるように、 “AGC長期生活サポートプラン”を導入しました。

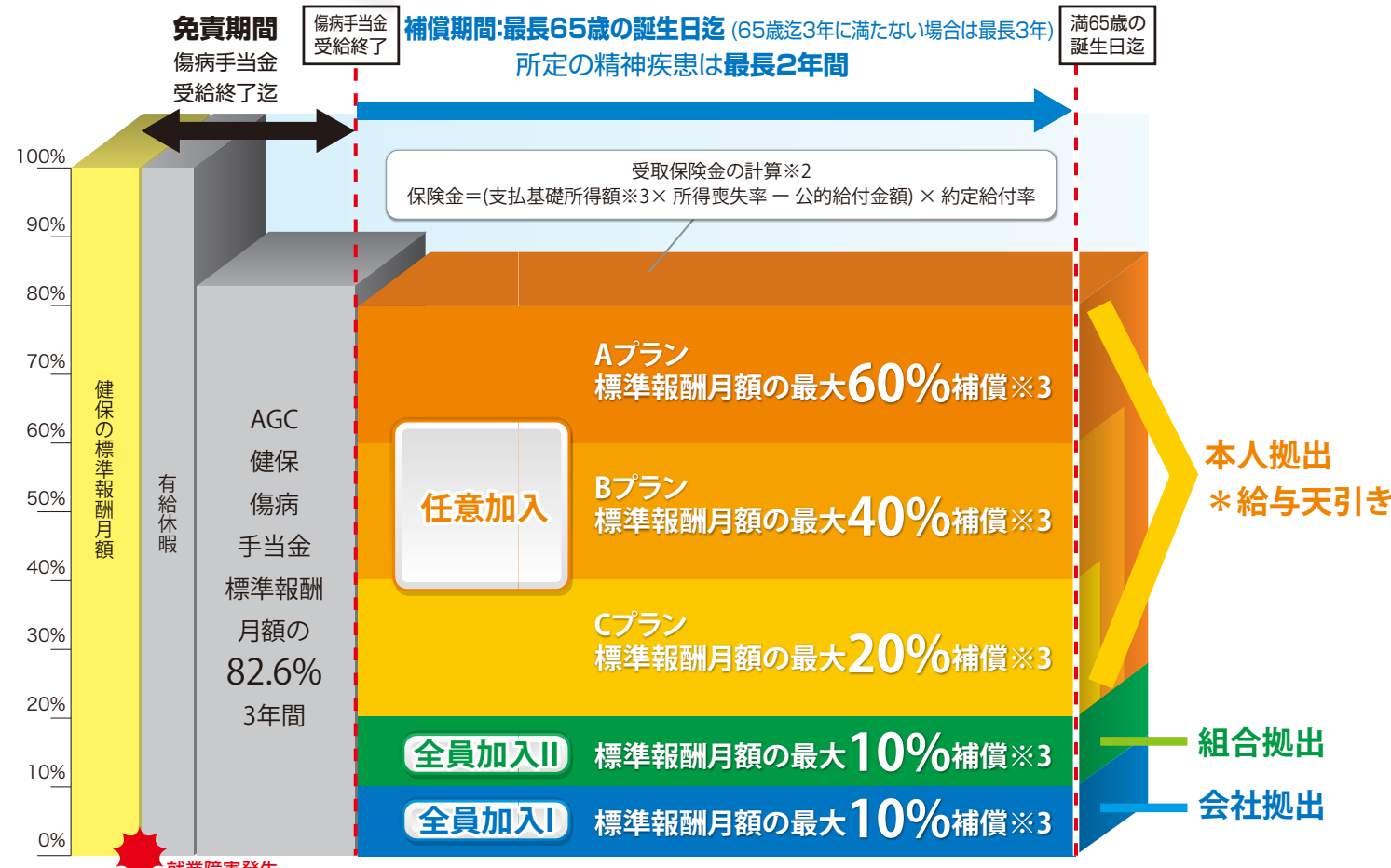


それに加えて…



AGC長期生活サポートプランは 病気やケガで働けなくなった時の 生活を守る制度です。

- 任意加入(本人拠出)**
個人のライフプランに合わせて補償を設計できます。
全員加入に上乗せする形で、3つのプランから必要な補償を選んでいただけます。団体割引などもあり割安な保険料で加入する事ができます。
*保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)、性別および健康保険法に基づく標準報酬月額によって異なりますので、加入依頼書をご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店にお問い合わせください。
- 全員加入II(組合拠出)**
労働組合から組合員を対象に最大10%の補償を上乗せします。
全員加入Iに労働組合から補償を上乗せします。
*非組合員の一般社員は、会社から同様に補償を上乗せします。
- 全員加入I(会社拠出)**
AGCから社員*を対象に最大10%の補償を行います。
傷病により働けなくなり、傷病手当金を受給終了してもなお働けない場合に、健保の標準報酬月額の最大10%の収入を補償します。
この補償は働くことが出来ない場合や、障害によって仕事に制限があり、所得が減少している場合に、所得の減少に応じて、最長65歳の誕生日迄給付されます。
*一般社員・役職者・エルダースタッフ・エルダーパートナー・嘱託S



※1 上記の図は制度を分かりやすくするためのイメージ図です。
 ※2 公的給付を控除して保険金が支払われます。(公的給付は健保の傷病手当金・障害基礎年金・障害厚生年金・労災の休業(補償)給付等が該当します)
 ※3 各給付割合は就業障害発生時点の【健保の標準報酬月額】(=支払基礎所得額といえます)に乗じます。
 ◆保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

プランのポイント

- 1 最長65歳の誕生日まで補償**
病気やケガで働けない状態が続く限り退職後も65歳の誕生日まで補償が続きます。
※65歳までの期間が3年に満たない場合には最長3年間の補償
※精神障害で補償期間最長2年間
※お支払い要件を満たしている場合に限りです。
- 2 任意加入は業務中・業務外に関わらず補償**
就業障害の原因となる病気やケガの発生は業務中・業務外・国内外問わず補償対象です。(全員加入は業務外のみ補償します)
- 3 入院中だけでなく 自宅療養中も補償対象**
入院中に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も、保険金支払い条件を満たしている限り補償対象です。
- 4 特約も充実**
 - 認知症・メンタル疾患補償特約(最長2年の補償)
 - 妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)
 - 天災危険補償特約
- 5 支払う保険料は年末調整、マイストーリー支援の対象**
他の介護医療保険料控除と合算して所得税については最高40,000円、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。また、マイストーリー支援の対象となります。

本制度をより詳しく知りたい方へ

本制度がよくわかる動画はこちらから

<http://www.agim.co.jp/lp/glttd/>

Q & A お問い合わせ前にご確認ください。

制度内容に関するご質問

Q1 「AGC長期生活サポートプラン」に加入するメリットは何ですか？

A 本制度は会社制度に合わせ、過不足の無い設計になっております。
会社と労働組合がベースの補償をしているため、少ない負担で大きな補償を得られます。

Q2 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどこが違うのですか？

A 死亡時に保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものです。一般的に、生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の保険金は入院給付金で給付限度日数があります。AGC長期生活サポートプランは、病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものです。

保険金に関するご質問

Q3 いつまで保険金を受取れますか？

A 最長満65歳の誕生日（3年に満たない場合は最長3年）まで受取ることができます。
◆精神障害については、免責期間終了後、最長2年を限度に保険金をお受取りいただけます。

Q4 現在、既にかかっている病気は、保険金の支払いの対象になりますか？

A この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日から1年以内に就業障害になった場合、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害については、保険金をお支払いすることができません。

保険料に関するご質問

Q5 加入後、保険料は変わりますか？

A 保険期間（1年間）内の変更はありません。
保険料は性別・年齢および健康保険法に基づく標準報酬月額によって変動することがあります。更改時の（毎年1月1日）の年齢群に応じて変わります。

Q6 加入プランの変更は、いつでも行うことができますか？

A できません。
加入プランの変更は更改時（毎年1月1日）のみに行うことができます。（なお、更改手続きは毎年10月頃行います）自動継続となっておりますので、変更手続きのお申し出の無い方は、前年と同内容での更新となります。

その他のお問い合わせ先

取扱代理店【幹事】AGC保険マネジメント株式会社
〒104-0041 東京都中央区新富2-15-5 RBM築地ビル
TEL 03-6222-6980

取扱代理店【非幹事】株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

0120-921-387
平日（月～金）10:00～16:00まで

〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー
FAX 03-5794-3879 URL <https://www.armg.jp/>

ご質問はチャットでお答え致します！



<https://supportbot-admin.userlocal.jp/pages/862f283546aff0f24c96>

このパンフレットは団体総合生活保険のAGC長期生活サポートプランの概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず重要事項説明書をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。取扱代理店は引受保険会社との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険はAGC株式会社をご契約者とし、AGC株式会社従業員を被保険者（保険の対象となる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則としてAGC株式会社が有します。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）公務1部 東京公務課
（ご連絡先）化学産業営業部 営業第1室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-3285-1831